

姦通・法・メディア —18世紀イングランド女性史の叙述に向けて—

赤松 淳子*

はじめに

他者との性的結びつきを相手との合意のもとに自身で決める権利をもつことは、現代の我々の幸福観を構成するものとなっている。姦通罪が存在している社会、個人のセクシュアリティを否定する社会、性暴力の被害者が責められ苦しむ社会など、いわゆる「性的自己決定」を妨げる社会に疑問を投げかけ、個人の幸福を追求する動きが現在、世界の潮流になっている。

個人の性と社会の関係を分析する研究は、歴史学においては1970年代以降に興隆した¹。筆者が専門とする18世紀イングランド史に関しても、同時期に数多くの研究が現れている²。なかでも「姦通」は、1980年代の近世史と近代史において、両性の性的欲望、婚姻の理念・制度・法、そして社会秩序の関係性を考察するうえでの中心的テーマとなった。

イングランド史における「姦通」というテーマに対するアプローチは、研究対象となる時代によって大きく異なる。近代史(19世紀)では、姦通はフェミニズム運動史において考察されてきた。19世紀は女性たちが夫婦間の離婚条件の平等化を求めた時代であった。1857年の婚姻事件法は、離婚条件として「姦通」を定めたが、夫の姦通と妻の姦通ではその重みに相違があることを明記した。夫が妻と離婚する際には妻の姦通を証明すればよいが、妻からの離婚の場合は、夫の姦通の他に虐待や重婚などの加重条件を課した。フェミニズムの歴史において19世紀は「二重規範」の時代であり、女性史の叙述の中心は性的不平等に対する女性たちの戦いにおかれた³。他方、近世(16世紀から18世紀)の姦通の研究は社会史と家族史の分野で始まり、ジェンダー史によって大きく発展した。18

* 人間科学総合研究所客員研究員

¹ 代表的な研究としてG・デュビー『中世の結婚——騎士・女性・司祭』(新評論、1984年)；G・デュビー『愛とセクシュアリティの歴史』(新曜社、1988年)；M・ミッテラウアー『ヨーロッパ家族社会史——家父長制からパートナー関係へ』(名古屋大学出版会、1993年)、129-148頁；J-L・フランドラン『性の歴史』(藤原書店、1992年)；A・コルバン『快樂の歴史』(藤原書店、2011年)。

² E・ショーター(田中俊宏訳)『近代家族の形成』(昭和堂、1987年)；L・ストーン(北本正章訳)『家族・性・結婚の社会史—1500年—1800年のイギリス』(勁草書房、1991年)；J・ギリス(北本正章訳)『結婚の歴史人類学——近代イギリス1600年—現代』(勁草書房、2006年)；A・マクファーレン(北本正章訳)『再生産の歴史人類学—1300—1840年 英国の恋愛・結婚・家族戦略』(勁草書房、1999年)。

世紀は、婚姻外の性を宗教的罪とする意識が減退し、性的規範が弛緩した時代として歴史家たちの間で特に注目を集めている。

本稿の目的は王政復古期から18世紀を対象とする研究の流れと成果を整理し、そこから「女性史」を叙述するための論点を開示することにある。コモン・ローの「妻の地位」*coverture* に象徴されるように³、18世紀には妻を自律した「個人」として捉える認識はほとんどなかった。婚姻は法的にも社会的にも秩序の要であり、どのような理由があろうとも貞操義務を放棄して夫権に挑戦する法的意志を示すことは、今日より非常に難しかった。しかし、それでも近年の研究は、18世紀には性的規範と法に対する社会の態度が次第に緩和され、夫婦間の力関係も均衡する方向に向かっていたと主張している。人々の多様な意識がせめぎ合った時代における妻たちの経験を分析する視点をつうじて、「二重規範」の歴史として語られる19世紀史との間の連続性と断絶を今後明らかにしていくことができると思われる。

以下においては、まず、18世紀の姦通に関する1980年代の先駆的研究を取り上げ、そこから後の研究に引き継がれた論点を整理する。次に1990年代以降、姦通を扱った「司法」と「メディア」の分析に力を入れてきたジェンダー史の成果について論じる。そして最後に18世紀の女性史を叙述するための視点を示したい。なお「姦通」に付随して、婚姻外の性的関係とみなされた「同性愛」は近世イングランド史においては、近年最も注目されるテーマのひとつであり、本稿においても「姦通」の定義に関わるため、無視することはできない。しかしながら非常に多くの論点を抱えるテーマであるため、ここでは議論は必要最小限にとどめ、詳細は別稿に譲りたい⁵。

1. 1980年代

萌芽的研究

イングランド姦通史の先駆的研究は、17世紀から18世紀へと移り変わる社会のなかに姦通を位置づけることから出発した。王政復古後の社会における姦通に対する人々の態度、司法の特徴、拡大するメディア市場が議論の背景として据えられた。

姦通の歴史における王政復古期から18世紀の特性をはじめに指摘したのは、キース・トマスの研究である。トマスは「ピューリタンと姦通——1650年法再考」(1978年)にて王政復古後の社会における性的規範の緩和現象を「性のレッセフェール」と呼んだが、その兆候を16世紀から17世紀の

³ M.L. Shanley, *Feminism, Marriage, and the Law in Victorian England* (Princeton, 1989), pp. 22-48; J. Perkin, *Women and Marriage in Nineteenth-Century England* (Chicago, 1989), pp. 302-303; J. Phegley, *Courtship and Marriage in Victorian England* (Cambridge, 2012), p. 20.

⁴ Shanley, *Feminism*, pp. 8-9.

⁵ 高額な訴訟費用のため裁判所に別居の手続きを踏むことが難しかった庶民層の姦通も「重婚」との関係における考察が必要になってくるため、別稿で論じたい。庶民の「離婚」の慣習である「女房売り」の研究としてE. P. トムスン「ラフ・ミュージック」二宮宏之・樺山紘一・福井憲彦編『魔女とジャリヴァリ——アナル論文選1』(新評論、1982年)、79-138頁。

人々の態度にみようとしたり。1650年の法令は姦通を犯した者に対する罰として死罪を明記したにもかかわらず、ピューリタンの政治的姿勢を象徴する存在にとどまり、実際には機能しなかった⁶。トマスの議論を受けて宗教改革期の教会裁判所を対象としたマーティン・イングラムの研究において明らかにされたのは、地域住民の意向を汲みながら性の逸脱に対する告発を慎重に扱い、適宜に情状酌量の判断を下す裁判所の権限行使のあり方であった⁷。イングラムの見解によれば、同裁判所は地域の秩序を保つ機能を果たしながら17世紀後半以降、力を失っていった⁸。

18世紀を議論の中心に据えた司法の研究も少しずつ現れた。特に王政復古後から教会裁判所を凌いで数多く姦通を扱うようになったのが、コモン・ロー裁判所である王座裁判所と人民間訴訟裁判所で開かれた「姦通裁判」criminal conversation trialであった。同裁判では原告である夫が姦通を犯した妻の愛人を被告として損害賠償を求めたが、スーザン・ステイヴスの研究（1982年）は、妻を寝取られるという性的不名誉を被った夫が決闘などの私的制裁に訴えるのではなく、名誉の喪失を賠償金で埋め合わせるようになるという時代の変化に注目している⁹。もうひとつ、17世紀後半からイングランドで発展したのが「議会離婚」parliamentary divorceである。シビル・ウォルフラムは、教会裁判所では不可能であった離婚の手続きを議会が引き受けていたことに着目した。ウォルフラムの論文（1985年）は姦通を法的理由とする離婚の私法律成立の費用、利用者の階層、離婚件数の年代ごとの変化など、議会離婚の研究を今後進めるうえで必要な情報を提供している。18世紀には離婚は上流層と裕福な中産層の夫たちに限られていたが、彼らにも証拠のうえで多くの条件が課されていたことを明らかにした。議会で離婚を成立させるためには教会裁判所での別居訴訟における勝訴が必要であったが、18世紀末になると世俗裁判所での勝訴も条件として求められるようになったと分析している¹⁰。

市場に流通した「裁判レポート」trial report を分析したピーター・ワグナーの論文（1982年）もパイオニア的研究といえる。姦通裁判とそれを伝えるメディアによる性モラルの形成のプロセスが論点として提起されたからである。ワグナーが分析した「姦通裁判レポート」とは、教会裁判所や世俗裁判所の姦通訴訟における裁判官や弁護士が発言、証人の証言などを載せた読み物である。これらは法専門家のためのレポートではなく、性的描写を楽しむ一般読者のための読み物であり、時代が進むと姦通現場の挿絵や編集者のコメントも入り、人気ジャンルとなって発行部数を伸ばした。ワグナーは

⁶ K. Thomas, 'The Puritans and Adultery: The Act of 1650 Reconsidered', in D.H. Pennington and K.V. Thomas (eds), *Puritans and Revolutionaries: Essays in Seventeenth-Century History Presented to Christopher Hill* (Oxford, 1978), pp. 280-282.

⁷ M. Ingram, *Church Courts, Sex and Marriage in England, 1560-1640* (Cambridge, 1987).

⁸ Ingram, *Church Courts*, p. 372.

⁹ S. Staves, 'Money for Honour: Damages for Criminal Conversation', *Studies in Eighteenth Century Culture*, 11 (1982), pp. 279-297.

¹⁰ S. Wolfram, 'Divorce in England, 1700-1857', *Oxford Journal of Legal Studies*, 5 (1985), pp. 155-186.; S. Anderson, 'Legislative Divorce: Law for the Aristocracy?', in G.R. Rubin and D. Sugarman (eds), *Law, Economy and Society: Essays in the History of English Law, 1750-1914* (Oxford, 1984), pp. 412-444, i-x.

このジャンルを「ポルノグラフィ」として位置づけ、17世紀末からの流通の拡大を時系列に分析するとともに、ポルノ的娯楽を消費しながら上流階級の性モラルを批判する中産層の態度について論じた¹¹。

総合的研究

80年代から90年に入るところ、近世の姦通史の大きな見取り図を示す研究が現れる。国際比較の視点に基づくロデリック・フィリップスの『夫婦を分かち——西欧社会における離婚の歴史』(1988年)およびイングランドに特化したローレンス・ストーンによる『離婚への道のり——1530年から1987年のイングランド』(1990年)である¹²。1960年代に興隆した家族史は「結婚」について多くの成果を生み出したが、「婚姻の破綻」と「離婚」を分析する研究はほとんどなかった。両者の研究ともアナル学派の「心性史」の手法を下敷きとして、政治、社会、宗教、性、家族といった文脈から離婚を受け入れていく人々の態度の変化を段階的に論じる手法をとった。ひとつは国際的視野に基づく研究、もう一方はイングランドに限定した議論となっているが、両研究ともに、現代になってなぜ離婚が人々の間に浸透したのかという問いを追究している¹³。

ロデリック・フィリップスの研究においては宗教改革期の思想的文脈の考察が際立っている。離婚に対するカトリック国とプロテスタント国の態度の違いが鮮明になったトレント公会議における両陣営の神学上の対立を詳細に論じ、そのはざまにあったイングランドの特徴を明らかにした。イングランドはカトリック教会から離脱したにもかかわらず、他のプロテスタント国家と異なり、離婚を認めなかった。しかしカトリック国とは異なり、破綻した結婚の抜け道を、のちに議会離婚という形で実現したのである。プロテスタント国が認めた離婚の条件のなかで最も重視されたのが「姦通」であった。フィリップスによればプロテスタントにとっての結婚の目的とは夫婦間の「友愛」(companionship)であり、姦通はそれを破壊する要素をもつゆえに、離婚の条件として十分であった¹⁴。イングランドでは、一部の上流層のみが議会離婚を通して破綻した結婚から逃れることができ、多くの男女が他の方法により破綻に対処しようとした。フィリップスの研究は、ヨーロッパ史的比較のなかで姦通に対するイングランド人の心性をどのように位置づけるかという問いを喚起するが、十分に議論されてはいない。

ローレンス・ストーンによる『離婚への道のり』と『関係の破綻——イングランドにおける別居と

¹¹ P. Wagner, 'The Pornographer in the Courtroom: Trial Reports about Cases of Sexual Crimes and Delinquencies as a Genre of Eighteenth-Century Erotica', in P.-G. Boucé (ed.), *Sexuality in Eighteenth-Century Britain* (Manchester, 1982), pp. 120-140; P. Wagner, *Eros Revived: Erotica of the Enlightenment in England & America* (London, 1988).

¹² R. Phillips, *Putting Asunder: A History of Divorce in Western Society* (Cambridge, 1988); L. Stone, *Road to Divorce: England, 1530-1987* (Oxford, 1990); L. Stone, *Broken Lives: Separation and Divorce in England, 1660-1857* (Oxford, 1993).

¹³ Stone, *Road to Divorce*, p. 2; Phillips, *Putting Asunder*, p. xii.

¹⁴ Phillips, *Putting Asunder*, pp. 13, 43-44, 45-62, 77-78, 84-94.

離婚 1660 年から 1857 年』(1993 年)は、1970 年代の自身の大著『家族・性・結婚の社会史——1500 年から 1800 年』(1977 年)において掲げられた進歩主義史観——「家父長制」から「情愛的個人主義」へという家族心性の変化——を補強するものであった¹⁵。1990 年代のジェンダー史研究はその史観を批判したものの、近世の姦通史を理解するためにストーンが示した包括的データ(特にロンドン)はその重要性を認められ、近世から近代における変化と連続性に関する議論の重要な素材となった¹⁶。

ストーンの功績は、質的な分析にも及ぶ。『関係の破綻』は関係が破綻した夫婦のケース・スタディである。王政復古期から 18 世紀のロンドンの教会裁判所記録に新たな光を当てたことで、証人となった人々の証言から当時の婚姻の心性を抽出する方法が具体的に示された。また、姦通訴訟の証人として重要な役割を果たした使用人たちの証言を分析し、上流層の世帯内の力関係、姦通の現場となった屋敷内の空間などの情報を豊富に引き出すことに成功した¹⁷。

「社会秩序」、「司法」、「メディア」といった個別の文脈から心性の大きな流れを捉えようとする研究のなかで、1990 年代の議論が形成されていく。法や社会の特徴をふまえたうえで、姦通をめぐる人々の心性に関する分析を精緻化していく方向性が示された。教会・世俗の裁判所史料、メディア史料、議会史料などを量的に分析することで新たな歴史像を生み出す可能性が生まれた。

2. 1990 年代以降の研究

裁判所史料の中のジェンダー

フィリップスとストーンは、近世の厳格な法と規範から「個人」が性的自由を得ていくプロセスを重視する歴史叙述を展開したが、姦通を性差の観点から分析する視点を欠いていた。すでに 1950 年代にキース・トマスは「二重規範」の視点においてイングランド史における両性関係を捉え直すことを提起していたが、両者の研究にはほとんど反映されなかった。トマスの視点は 1990 年代以降のジェンダー史において本格的に導入され、検証されることになる¹⁸。

王政復古後の姦通を分析する視点として、家父長制思想に関する 1980 年代のフェミニズムの議論をおさえておく必要があるだろう。革命期の国王処刑まで「家族」は「国家」とのアナロジーにおいて捉えられていた。「夫と妻」の関係は「国王と臣民」の関係にたとえられ、家族間のヒエラルキーの維持は絶対王政の秩序の支柱とされた。ゆえに国王処刑はその秩序を崩壊させるものであった。王政復古後、国王と臣民の関係は契約のもとに成立するとされたが、夫と妻の関係はその範疇から外さ

¹⁵ ストーン『家族・性・結婚の社会史』3-4頁; Stone, *Road to Divorce*, p. 10.

¹⁶ ストーンの調査によれば、王政復古以降激減していた教会裁判所の姦通訴訟は 1770 年代以降に件数を伸ばしている。コモン・ロー訴訟においても 18 世紀半ば以降に増加していることが明らかになっている。

¹⁷ 使用人の研究については D.A. Kent, 'Ubiquitous but Invisible: Female Domestic Servants in Mid-Eighteenth Century London', *History Workshop Journal*, 28 (1989), pp. 111-128; B. Hill, *Servants: English Domesticity in the Eighteenth Century* (Oxford, 1996); T. Meldrum, *Domestic Service and Gender, 1660-1750: Life and Work in the London Household* (2000).

¹⁸ K. Thomas, 'The Double Standard', *Journal of the History of Ideas*, 20, (1959), pp. 195-216.

れたとフェミニスト思想史は主張した¹⁹。しかし、その後の女性史研究は、司法と社会がこの思想上の変化をどのように受容したのかという点を特に取り上げている。17世紀半ば以降にイングランドで広まった「私的別居」private separationの慣行に着目していたスーザン・ステイヴスの研究(1987年)は、当事者男女が、妻の扶養、子供の監護権などについて証書による取り決めを交わしていたことを明らかにした。私的契約の有効性に対するエクイティ裁判所の判断の検証を中心に、司法が王政復古後における契約者としての女性の主体性を18世紀末から徐々に排除していった、として思想史と呼応するかたちで近代における女性の法的地位の低下を論じている²⁰。

教会裁判所は革命期に廃止され、王政復古期に復活したが、姦通訴訟は個人間の訴訟となり、別居訴訟の一種として妻と夫の間で争われるようになった。ストーンがロンドンの教会裁判所史料の有効性を示した後、ジェンダー史は、ロンドンと地方の各裁判所における訴訟を網羅的に調査し、特に証人の証言を史料として両性関係を明らかにしようとした。絶対王政期についてはローラ・ガウイングの研究(1996年)が顕著な成果をあげ²¹、王政復古期から18世紀の研究はそれとの比較において分析を深めた。歴史家たちの議論で見解の一致をみたのは、王政復古後、夫の姦通より妻の姦通を重く見る二重規範が次第に薄れていくプロセスであった。確かに二重規範は人々の価値観として根づいていたものの、ロンドンの教会裁判所での訴訟を調査したデイヴィッド・ターナー、北部イングランドの事例を取り上げたジョアンナ・ベイリーなどの主要な研究において変化の兆候が強調された²²。

ジェンダー史家は教会裁判所の記録とメディアの言説を比較する手法を取った。姦通に対する人々の心性を分析する際に、両史料の性質をどうみるかが重要になってくるが、これに対する歴史家のスタンスはそれぞれ異なる。ガウイングとフォイスターは印刷史料をエリート男性のイデオロギーが反映されたものとみなし、他方で裁判記録を訴訟に有利になるようなジェンダーに基づく戦略的な語りを含む人々の「声」と認識した²³。18世紀を対象とするベイリーの研究では、双方の史料における性格の違いを強調する姿勢はあまり見られない。識字率が上昇するにつれ、裁判所とメディアで生み出される言説にどのような相違点・共通点がでてくるのかについてはこれらの研究は踏み込んだ分析をしていない。

¹⁹ C・ペイトマン(山田竜作訳)『秩序を乱す女たち?—政治理論とフェミニズム』(法政大学出版局、2014年)、第2章「兄弟愛的な社会契約」を参照。

²⁰ S. Staves, 'Separate Maintenance Contracts', *Eighteenth-Century Life*, 11 (1987), pp. 78-101; S. Staves, *Married Women's Separate Property in England, 1660-1833* (1990), p. 175.

²¹ L. Gowing, *Domestic Dangers: Women, Words and Sex in Early Modern London* (Oxford, 1996) pp. 188-206. 女性の貞節を中心とする名誉の意識を「男性性」の視点から考察した研究として E. Foyster, *Manhood in Early Modern England: Honour, Sex and Marriage* (London, 1999); 男性の不貞に対し、社会が批判的な態度を示したことを主張する論もある。B. Capp, 'The Double Standard Revisited: Plebeian Women and Male Sexual Reputation in Early Modern England', *Past and Present*, 162 (1999), pp. 70-100.

²² D.M. Turner, *Fashioning Adultery: Gender, Sex, and Civility in England, 1660-1740* (Cambridge 2002), p. 147; B. Bailey, *Unquiet Lives: Marriage and Marriage Breakdown in England, 1660-1800* (Cambridge, 2003), pp. 140-167.

²³ Gowing, *Domestic Dangers*, p. 232.

姦通の表象

教会裁判所やコモン・ロー裁判所の姦通訴訟を取り上げたメディアに関する90年代の研究は、先に取り上げた80年代のワグナーの論文を出発点としている。90年代の姦通の表象研究は、王政復古以降の社会的揺らぎと都市文化の発展を分析の背景として重視する。1695年の特許検閲法の失効と出版市場の拡大、絶対王政期の社会を支えた家父長制思想の崩壊の他にも、中産層以上の階層に浸透した「シヴィリティ」civilityの文化、そして18世紀半ば以降の国内外における政治体制の変動などが解釈の背景となった²⁴。ワグナーの研究から導き出された論点は以下の通りである。

第一に、姦通の表象の変化があげられる。ワグナーは王政復古後の上流層の間で姦通が流行したと論じた²⁵。この時期、姦通を指す言葉として、「ギャラントリー」gallantryや「アムール」amourなどが使用されるようになるが、続く諸研究は、これを姦通がもはや人々の間では宗教的罪ではなくなったことの証としている。デイヴィッド・ターナーは、姦通をめぐる多様なジャンル——婚姻に関する道徳本、寝取られ亭主や痴話殺人の劇作、世俗裁判所と教会裁判所の記録——における表象を分析し、姦通がこの時期「シヴィリティ」違反というマナーの問題として認識されるようになったと主張した²⁶。ターナーはさらにこれらのジャンルにおけるジェンダーの表象にも切り込んでいる。かつて「寝取られ亭主」として嘲笑された夫は、王政復古後の社会では、むしろ同情の対象となり、コモン・ローの姦通裁判の記録においては、表象の中心は妻の愛人と夫という男同士の対決に変化した²⁷。妻の姦通は絶対王政期には夫権と社会秩序に対する恐るべき挑戦とみなされたが、夫個人の悲劇として描かれるようになった。他方、妻の性的逸脱の表象は、教会裁判所訴訟の記録に見ることができるという。王政復古後の表象において顕著なのは、女主人の密かな悪事を発見する使用人の語りであり、それらは、ベッド・カーテンなど18世紀の消費文化がつくりあげる「私的な」（この場合の「私

²⁴ 商業社会の発展と都市文化に関する最も重要な研究として P. Langford, *A Polite and Commercial People: England, 1727-83* (Oxford, 1989); P. Earle, *The Making of the English Middle Class: Business, Society, and Family Life in London, 1660-1730* (London, 1989); M. Hunt, *The Middling Sort: Commerce, Gender, and the Family in England, 1680-1780* (London, 1996). 木村俊道『文明の作法——初期近代イングランドにおける政治と社交』(ミネルヴァ書房、2010年)も参照のこと。勿論これらの出版市場に関する議論は、ハーバーマスの「公共圏」と市民家族の領域の成立に関する研究を発展させるものである。メディアと公論の考察として D.T. Andrew, 'Popular Culture and Public Debate: London 1780', *Historical Journal*, 39 (1996), pp. 405-423. 識字率については L. Stone, 'Literacy and Education in England, 1640-1900', *Past and Present*, 42 (1969), pp. 69-139. ポライトネスの研究としては以下が重要である。L.E. Klein, 'Gender, Conversation and the Public Sphere in Early Eighteenth-Century England', in J. Still and M. Worton (eds), *Textuality and Sexuality: Reading Theories and Practices* (Manchester, 1993), pp. 100-115; P. Carter, *Men and the Emergence of Polite Society: Britain, 1660-1800* (2001); L.E. Klein, 'Historiographical Reviews: Politeness and the Interpretation of the British Eighteenth Century', *Historical Journal*, 45 (2002), pp. 869-898. M. Cohen "'Manners" Make the Man: Politeness, Chivalry, and the Construction of Masculinity, 1750-1830', *Journal of British Studies*, 44 (2005), pp. 312-329;

²⁵ Wagner, 'The Pornographer', p. 135.

²⁶ Turner, *Fashioning Adultery*, p. 11. 16世紀の表象に関する研究として F.E. Dolan, *Dangerous Familiars: Representations of Domestic Crime in England, 1550-1700* (London, 1994). 姦通とキスの分析として D. Turner, 'Adulterous Kisses and the Meanings of Familiarity in Early Modern Britain', in K. Harvey (ed.), *The Kiss in History* (Manchester, 2005), pp. 80-97.

²⁷ Turner, *Fashioning Adultery*, pp. 192-193.

的」とは悪事が秘密裡に行われている意味をもつ)空間での出来事として表現されるという²⁸。

姦通の表象をジェンダーの側面から分析する歴史家は、1990年代以降積み上げられてきたセクシュアリティの文化史から大きな影響を受けている。男性の身体の不完全なバージョンと捉えられている女性の身体が、18世紀に男性の身体に対立するものとして認識されるようになる、という「ワン・セックス・モデル」から「ツー・セックス・モデル」への変化を、医学書を史料として論じたトマス・ラカーは、セクシュアリティの文化史に最も大きなインパクトを与えた²⁹。飽くなき性的欲望をもつ身体の表象が、近世から近代にかけて女性から男性へと移行するプロセスを背景に、人々の実際の性的経験について論じたのはティム・ヒッチコックの研究である。18世紀以前、両性が性行為をなすとき「挿入型の性交」は求婚のルールや共同体の慣習によって規制されていたが、18世紀以降その形態が崩れていったと述べた³⁰。性欲をもつのは男性となり、女性は近代にかけて性欲をもたない存在として認識されていく。女性のセクシュアリティが「受け身」なものとして認識されていくゆえに、姦通を犯す妻は逸脱する性としてメディアでよりクローズアップされるのである。もっとも、こうした史観はカレン・ハーヴィによる「エロティカ」を分析した18世紀の男性のセクシュアリティ研究によって見直されつつある。ハーヴィは、ポルノグラフィを「性行為の露骨な描写」と論じる一方、身体が何等かのメタファーとして表され(例えば植物や自然風景など)、性行為そのものは明示されない「エロティカ」を別のジャンルとして区別した。エロティカは都市文化であるポライトネスの規範と融合し、コーヒーハウスやクラブなど男性が占める社交的空間のなかで知的に楽しまれた。ラカーの主張と異なり、その表象は両性の身体は同質性と差異性を持ち、決して二項対立的ではない。そして女性の身体は男性のまなざしのもとに性的自律性を失いながらも性的快楽を得る存在とされる。

二点目として、そもそも娯楽的読み物であった「姦通裁判レポート」とは一体何であったかが問われている。ワグナーはそれを「ポルノグラフィ」と定義した³¹。しかし90年代の研究は、同ジャンルおよびその情報をもとに姦通ゴシップを報じるメディアを、政治体制の揺らぎと社会不安との関連に

²⁸ Turner, *Fashioning Adultery*, pp. 157-165. 18世紀の消費文化を「女性」／「ジェンダー」という切り口から分析した研究として以下を参照。N. McKendrick, 'Home Demand and Economic Growth: A New View of the Role of Women and Children in the Industrial Revolution', in N. McKendrick (ed.), *Historical Perspectives: Studies in English Thought and Society in Honour of J.H. Plumb* (London, 1974), pp. 152-210; M. Berg, 'Women's Consumption and the Industrial Classes of Eighteenth-Century England', *Journal of Social History*, 30 (1996), pp. 415-434; H. Berry, 'Polite Consumption: Shopping in Eighteenth-Century England', *Transactions of the Royal Historical Society*, 6 ser., 12 (2002), pp. 375-94; J. Styles, and A. Vickery, 'Introduction', in J. Styles and A. Vickery (eds), *Gender, Taste, and Material Culture in Britain and North America, 1700-1830* (2006), pp. 1-34; A. Vickery, *Behind Closed Doors: At Home in Georgian England* (New Haven & London, 2009); A. Shimbo, *Furniture Makers and Consumers in England, 1754-1851: Design as Interaction* (Farnham, Surrey, 2015), ch. 4.

²⁹ T・ラカー(『セックスの発明——性差の観念史と解剖学のアポリア』(工作舎、1998年)特に第5章を参照のこと。

³⁰ T. Hitchcock, *English Sexualities, 1700-1800* (New York, 1997), pp. 24-39, 110.

³¹ Wagner, 'The Pornographer', p. 122.

において論じる姿勢を打ち出している。イギリスでは「ポルノグラフィ」は18世紀末のフランスのように政治体制の転覆を志向するものではなかったが³²、社会秩序の揺らぎに対する否定的感情の発露として、秩序違反の最たるものである姦通の表象が読まれたという解釈が歴史家たちの間で有力なものとなっている。しかしそれが、法を冒瀆する貴族の特権に対する中産層の攻撃であるのか、それとも社会=性のヒエラルキーの崩壊に対する社会全体の不安なのかについては意見が分かれている³³。上流層の緩んだ性モラルの言説に対する中産層の距離についても議論は一致を見ていない。また、「茂み」shrubberyのなかで犯される姦通を描いたレポートの挿絵が「ポルノグラフィ」であるのか、「エロティカ」であるのか、それとも別のジャンルと見るべきかについても議論は進行中である³⁴。こうした一群の研究から言えるのは、司法のなかで生まれた姦通の表現が個々の時代の文脈のなかで多様に読み解かれていたという点である。王政復古以降の社会的揺らぎのなかで、人々はそれらを読み、解釈を生み出していった。法が介在する表現も時代の文化的網の目のなかで意味を獲得したのである。

最後に、姦通をめぐる表象と人々の実践の間にどのような関係があるのか、つまり表象が実践にどのように影響し、実践が表象をどのように形づくっていたのかという問題がある。ワグナーはポルノ的な想像上の性的嗜好と人々のセクシュアリティの実践を明確に区別した³⁵。これに対して、ターナーは表象を現実の「接点」と見る。「接点」は表象の内容のみならず、語られ方、作者の意図、読者の感覚、表象テキストの形式のなかに見出すことができ、時代において変化する、と主張する³⁶。ターナーの見方について、ロバート・シューメーカーは慎重な態度を示す。確かに表象の拡大をみた18世紀ではあるが、それらが人口の大半の性的実践に変化をもたらしたとは、史料の実証の側面から断言することはできないと論じた³⁷。

姦通の概念の変化と社会秩序の再編成

トマスの「ピューリタンと姦通——1650年法再考」以来、歴史家は、近世における姦通と社会秩

³² Hitchcock, *English Sexualities*, pp. 16–19. ヨーロッパを対象とした論文集としてL. ハント（正岡和恵ほか訳）『ポルノグラフィの発明——猥褻と近代の起源 1500年から1800年へ』（ありな書房、2002年）。

³³ 以下の論文を参照のこと。D.T. Andrew, “‘Adultery à-la Mode’: Privilege, the Law and Attitudes to Adultery, 1770–1809”, *History*, 82 (1997), pp. 5–23; M. Morris, ‘Marital Litigation and English Tabloid Journalism: Crim. Con. in the Bon Ton, 1791–96’, *British Journal for Eighteenth Century Studies*, 28 (2005), pp. 33–34; K. Binhammer, ‘The Sex Panic of the 1790s’, *Journal of the History of Sexuality*, 6 (1996), pp. 409–434; Gilliam Russells, ‘The Theatre of Crim. Con.: Thomas Erskine, Adultery and Radical Politics in the 1790s’, M.T. Davis and P.A. Prckering, *Unrespectable Radicals?: Popular Politics in the Age of Reform* (Aldershot and Burlington, 2008), pp. 57–70.

³⁴ S. Lloyd, ‘Amour in the Shrubbery: Reading the Detail of English Adultery Trial Publications of the 1780s’, *Eighteenth-Century Studies*, 39 (2006), p. 423.

³⁵ Wanger, ‘The Pornographer’, p. 136.

³⁶ Turner, *Fashioning Adultery*, p. 18.

³⁷ R.B. Shoemaker, *Gender in English Society, 1650–1850: The Emergence of Separate Spheres?* (London, 1998), pp. 85–86.

序がどのような関係にあるのかについて議論を重ねてきた。イングラムは革命前の宗教的秩序のなかに姦通を位置づけながら、人々の心中に姦通に対するある種の寛容さが芽生えたと論じた。1990年代以降の研究は、その「寛容さ」の中身を「性的逸脱」に対する司法と社会の概念上の捉え方という側面において明らかにしようとしている。

ダボホイワラの研究は、「姦通」の概念の変化を分析している³⁸。18世紀まで「姦通」の概念は「売春」「婚前交渉」「近親相姦」などの概念と重なっており、whoredomという包括的概念のもとに捉えられていた。特に「姦通」と「売春」は概念的に未分化の状態にあったが、それは、双方が社会に脅威を与えるという意味で同類であるとされたからであった。しかし18世紀の間に「売春」は「犯罪」として「姦通」の概念から切り離され、「性的逸脱」というよりは「社会問題」になっていった。流布された言説において、娼婦たちが若者を墮落させる社会的脅威として描かれていた、というダボホイワラの指摘は重要である³⁹。

18世紀の性的秩序の編成を考える際に、従来の研究は異性愛を分析の軸にしていた。しかしランドルフ・トランバックはその視点には限界があると主張する。トランバックの研究は、18世紀初めにあらわれた「第三の性」ともいうべき男性たちの性文化に注目している。同性（および両性）への性的指向をもつ彼らのセクシュアリティが法的・社会的に次第に弾圧され、他の性的逸脱がセクシュアリティとしては正常な「異性愛」となっていくプロセスを明らかにしようとしている⁴⁰。「異性愛」や「同性愛」という用語が生まれたのは19世紀であるが、18世紀の姦通も「異性愛」のカテゴリーのなかで安定した位置を占めるようになっていくのである。

ダボホイワラとトランバックの研究は、姦通に対する司法と社会の「寛容さ」が、ある特定の性的逸脱を犯罪化するプロセスの「副産物」であったことを示唆している。姦通そのものに対する寛容さではなく、別の性的逸脱との相対的關係のなかで生まれた「許容」された存在なのである。

3. 展望

以上、姦通をめぐる研究の流れを整理してきた。歴史家の間では見解の相違もあるが、ここから18世紀の大きな像が見えてくる。それは、婚姻における宗教的心性が薄れ、人々が既存の秩序から新しい秩序へと性の規範を形成していく動きである⁴¹。姦通は、他の性的逸脱との相対的關係におい

³⁸ F. Dabhoiwala, 'The Pattern of Sexual Immorality in Seventeenth-and Eighteenth-Century London', in P. Griffiths and M. S.R. Jenner (eds), *Londinopolis: Essays in the Cultural and Social History of Early Modern London* (Manchester, 2000), pp. 86-106.

³⁹ Dabhoiwala, 'The Pattern', pp. 92-101.

⁴⁰ R. Trumbach, *Sex and the Gender Revolution, Vol. 1: Heterosexuality and the Third Gender in Enlightenment London* (Chicago, 1998), pp. 3-18. コーヒーハウスと18世紀の「男性性」についてはB. Cowan, 'What was Masculine about the Public Sphere?' Gender and the Coffee House Milieu in Post Restoration England', *History Workshop Journal*, 51 (2001), pp. 128-157.

⁴¹ F. Dabhoiwala, *The Origins of Sex: A History of The First Sexual Revolution* (London, 2012) は啓蒙の観点からこの史観を最も強く押し出した研究である。

て、公的秩序ではなく両性間の私的な感情の重みが増す領域の問題となっていた。人々の性的衝動を刺激する婚姻外性交の表象が増加するなかで、両性の新しいジェンダーが形づくられていく——確かに18世紀の諸研究は、フェミニズムの歴史の前史となる時代の情報を多く提供している。しかし、18世紀と19世紀の女性たちの姦通をめぐる経験と法的意識のとの間に、どのような（あるいはどの程度の）隔たりがあったかを明らかにする視点を欠いている。18世紀の妻たちは姦通による婚姻の破綻に際し、自身の婚姻の権利についてどのような意識をもっていたのだろうか。ここでは、複数の司法、拡大するメディア、変化する性=社会秩序を背景とした、18世紀の妻たちの法をめぐる経験を叙述するための方向性を四点示したい。

第一に、姦通訴訟において妻がどのように夫と争っていたのかについて多くの疑問が残る。教会裁判所における姦通訴訟のこれまでの研究は、証人の証言から当時の人々の姦通に対する心性を抽出しようとしてきた。しかし、訴訟記録は弁護士の思考や司法のルールのもとに生み出されたものであり、同記録がどの程度当時の人々の心性をあらわしているものであるかについて不確かな点が多い。また、これまでの研究はエクイティ裁判所の判例を調査したステイヴスの研究を除いて、司法の判断にほとんど目を向けていない。筆者はこの点を追究する必要があると考え、王政復古期から18世紀末のロンドン主教裁判所とアーチ裁判所の弁護士の記録を分析した⁴²。その結果、少なくとも18世紀の教会裁判所において、1857年の婚姻事件法が規定したような性的二重規範の存在を認めることはできなかった。教会裁判所は、夫の姦通を許容せず、妻を姦通を理由に訴えても夫にも同様の性的過失があった場合、その訴えを斥けていた。筆者の調査はロンドンに限られるものであり、調査した弁護士の手稿の数にも限りがあった。それゆえに今後、地方裁判所および上訴裁判所である国王代理官裁判所における訴訟にも目を向けていく必要がある⁴³。実際に訴訟で当事者となった妻たち自身の記録を発掘するのは難しい作業である。しかしながら、妻たちに関わった弁護士の働きや裁判所の判断を検証することで訴訟において妻が行使しえた方法を考察していくことができるのではないだろうか⁴⁴。

二点目として、私的別居の研究をより進展させていくことが求められる。教会裁判所における法的別居の理由は極端に制限されており、議会離婚にいたっては妻のみならず夫にとってもそれを成立させることが難しかったため、多くの夫婦が私的に別居していたことが推察される。ストーンは証書をいくつか取り上げているものの、量的な分析を行っていない⁴⁵。ステイヴスもストーン同様に、分析の多くを私的別居の有効性を判断する司法の態度に割いており、ロンドン、各地方での相違、階層や職種ごとの契約内容の相違、そして時代における内容の推移を明らかにするまでには至っていない。一次史料として今後、夫婦が交わした取り決めの証書を用いることで、18世紀の婚姻の破綻におけ

⁴² J. Akamatsu, 'Revisiting Ecclesiastical Adultery Cases in Eighteenth-Century England', *Journal of Women's History*, 28 (2016), pp. 13-37.

⁴³ 教会裁判所の弁護士については B. Leveck, *The Civil Lawyers in England, 1603-41* (Oxford, 1973).

⁴⁴ 別居訴訟における弁護士の役割を指摘した論考として J. Bailey, 'Voices in Court: Lawyers' or Litigants'?', *Historical Research*, 74 (2001), pp. 392-408.

⁴⁵ Stone, *Road to Divorce*, pp. 149-182.

る両性間の「二重規範」が具体的に何を指したのか（もしくはそのような概念が成り立っていたのかを含め）を検証することができる。

姦通による婚姻の破綻に際し、18世紀の妻と夫それぞれが別居後の目標を何に定めていたのかによって、双方にとっての利益、破綻をめぐる夫婦間の力関係の捉え方も変わってくるだろう。議会にて離婚した後に再婚することなのか、扶養料を十分に受け取ることなのか（妻の場合）、姦通を犯した妻の財産をペナルティとして奪うことなのか、配偶者の黙認のもと、愛人と生活することなのか、子供の監護権を得ることなのか等、当事者の目指す目標は多様である。これまでの研究は特定の司法の史料を用いて婚姻の破綻を分析していた。それは量的分析によって史料の特徴を忠実に把握し、分析の洗練性を高めるためであった。しかし、この方法には限界がある。離婚という出口がほとんどない18世紀においては、婚姻の破綻はしばしば長期的プロセスを経るからである。例えば、訴訟に至るまでの私的別居の時期、訴訟期間中、訴訟後の別居の過程において妻と夫が取る交渉は各段階において異なってくるであろう。教会裁判所と世俗裁判所における判決が、妻の扶養と財産権に関する訴訟後の交渉にどのように影響していたかという問いも残る。このような問いを追究するためには、当事者のマリッジ・セツルメントや親族の遺言書などの史料と私的別居の史料を比較する手法が必要になる⁴⁶。分析の切り口はこのように広がりを持つが、私的別居という観点から、広範囲な社会層を分析対象とした女性の法意識の生成を明らかにすることができると思われる。

19世紀における離婚法改正の歴史の背景には、姦通で訴えられながらも議会内外での圧力に耐え、男性の支持者との交渉をすすめながら権利を主張した妻たちや女性運動家の経験がある。キャロライン・ノートンはこの流れにおける19世紀のフェミニズムの先駆的存在とみなされている⁴⁷。しかし19世紀の女性たちの権利に対する主張は18世紀の経験とは切り離されていたのだろうか。ノートンのような女性が声を上げ始め、それに反応する人々の数が少なからず存在していたことは、18世紀からの連続性の結果なのか、それとも変化の結果であるのだろうか。もっとも19世紀の私的別居の取り決めについて、ノートンの事例も含め、歴史家は妻の立場が弱かった点を強調している⁴⁸。19世紀における女性の私的別居の経験と18世紀の経験との間の相違に関する議論が待たれる。

三つ目の方向性として、姦通による婚姻の破綻の研究に「家族」（この場合の家族とは親族を指す）の視点を入れることがあげられる。姦通はストーンをはじめとする家族史家に取り上げてきたテーマであるが、私的別居や訴訟における家族の役割に踏み込んだ研究はまだない。家族史の議論において、姦通訴訟の証人のなかに家族がしばしば含まれていることは指摘されるが⁴⁹、姦通を犯した

⁴⁶ A.L. Erickson, 'Common Law versus Common Practice: The Use of Marriage Settlements in Early Modern England', *Economic History Review*, 2 ser., 18 (1990), pp. 21-39; A.L. Erickson, *Women and Property in Early Modern England* (London, 1993), pp. 102-155.

⁴⁷ Shanley, *Feminism*, pp. 22-29; Perkin, *Women and Marriage*, p. 10.

⁴⁸ キャロライン・ノートンの事例についてはShanley, *Feminism*, p. 26. 司法の判断の考察はStaves, *Married Women's Separate Property*, pp. 178-195.

⁴⁹ Stone, *Road to Divorce*, pp. 220-228;

妻の別居中の権利をめぐる家族が私的交渉においてどのような役割を果たしていたのかについては考察されていない。姦通を犯した妻に対する訴訟後の法的処罰が家族の利益と相反する場合、当事者の父、母、兄弟姉妹などの家族はどのように動いたのだろうか。これについては、手紙などの史料の発掘が求められるだろう。国立公文書館が提供するデータベースでは、上流層の家族文書を中心とする史料を検索することができる。すでに18世紀の上流層の妻の姦通に関しては家族文書を史料とした複数の伝記が出版されており、こうした文献から一次史料を特定することも可能である⁵⁰。

また、妻の権利意識の生成と並んで重要であると思われるのは、姦通が当事者の家族に与えた影響である。なかでも父母の婚姻の破綻が子供に与えた影響を考察する視点がこれまでの研究においては著しく欠けている。ストーンによれば、コモン・ロー裁判所と大法官裁判所は母親の権利を認めなかったため、18世紀の母親たちは私的別居の取り決めにて自己の利益を守ろうとした。「母性」が子供の養育に必要であるとの感情的気運が18世紀後半に生じると、19世紀には母親が子供の監護権を持つことを支持し、それを「自然」とみる態度が社会に広まった⁵¹。ストーンは姦通を犯した女性が監護権を得ることは18世紀、19世紀を通じて困難であったと論じているが⁵²、18世紀の私的別居の取り決めに関する量的な分析が必要であろう。子供の幸福が18世紀の家族の中にどのように位置づけられ、母親と父親の性的過失が家族の結びつきにどのようなインパクトを与えていたのかを明らかにする必要がある。18世紀の子供の視点が書かれた史料を発掘することはかなり難しい。また、教会裁判所の別居訴訟の証言は姦通の有無を軸として形成されており、子供に対する影響は訴訟進行に必要な情報とみなされていないため、記録化されない。よって史料として必要になってくるのは、子供が成人した後の手記か、当事者である夫婦の手紙や日記などの私的文書である。

最後に、性的表象の拡大が進む18世紀において姦通を犯した妻がメディアにどのように関わったのかという問題がある。これまでの姦通の表象研究においては、妻自身が形成した表象を分析する視点はなかった。ダボホイワラは「姦通」と「売春」の概念が未分化であった時代に、メディアが娼婦を「社会秩序の破壊者」／「犯罪者」として描くようになったと述べた。ここから、姦通を犯した妻が自己のイメージ形成にどのように関わったかという問いが出てくる。姦通訴訟に際して妻と夫が自身を弁明するためのパンフレット合戦を繰り広げられていた事例は実際にあった⁵³。非常に限られて

⁵⁰ 例えば H. Rubenhold, *Lady Worsley's Whim: An Eighteenth-Century Tale of Sex, Scandal and Divorce* (London, 2009); R. Probert, J. Shaffer and J. Bailey, *A Noble Affair: The Remarkable True Story of the Runaway Wife* (Kenilworth, 2013); J. Major and S. Murden, *An Infamous Mistress: The Life, Loves and Family of the Celebrated Grace Dalrymple Elliott* (Barnsley, 2016).

⁵¹ Stone, *Road to Divorce*, pp. 170-174.

⁵² Stone, *Road to Divorce*, p. 172.

⁵³ 例えば、イングルフィールドの事例を参照。Anon., *New Annals of Gallantry: Containing Complete Collection of All the Genuine Letters which have Passed between Captain Inglefield and Mrs Inglefield* (London, 1785); Anon., *Mrs Inglefield's Justification, containing the proceedings in the Ecclesiastical Court, before the Right Worshipful Peter Calvert, L.L.D. on July 11 and 17, 1785* (London, 1787); Anon., *An Answer to Captain Inglefield's Vindication of his Conduct* (London, 1787); Anon., *The Arguments of Counsel in the Ecclesiastical Court, in the Cause of Inglefield with the Speech of Doctor Calvert; on 22 July 1786* (London, 1787); Anon., *Captain Inglefield's Vindication of his Conduct* (London, 1787).

はいたものの、窮地に陥った自身を社会に表現する手段が、妻には与えられていたことに注目すべきであろう。ターナーは18世紀に妻の姦通に際して夫が社会の同情の対象になったと論じた。18世紀の夫の新しい「男性性」の形成にメディアが一役買っていたとすれば、違反者である妻たちはどのようなジェンダーを演出したのだろうか。ジェンダーを核とした私的な自己を、メディアを通して発信するなかで、受け手である読者との感情の共有が重要になる。どのような感情共有が可能であり、その読者たちに女性がどの程度含まれていたのか、また特に夫と別居した妻たちはその感情を共有したのかという問いが生まれる。18世紀のメディアでの議論が、19世紀の姦通と妻の権利意識の形成にどのように（どの程度）寄与したのか明らかにすることが求められる。

おわりに

18世紀イングランドの姦通に関する研究は、1980年代以降、社会史、家族史、ジェンダー史の視点のもとに多角的に論を展開し、成果をあげてきた。多様な視点と史料の有効性が示された現在、女性史は、性と婚姻の権利に対する女性たちの意識の形成をその土壌から明らかにするべく論を発展させることが必要である。19世紀との連続性を検証する視点は、そのプロセスを重視するものである。

「二重規範」は一見、両性関係に存在する普遍的な力のように思える。しかし18世紀の諸研究は、性をめぐる妻と夫の関係は、各司法におけるルール、婚姻法と区別される私的な取り決め、家族関係、夫婦固有の感情、階層差、そして（この研究で論じることはできなかったが）地域差など、複合的な視点のもとに検証されるべきであることを示唆している。これらの要素が複雑に絡むなか、「妻」の権利という身分に基づく意識のみならず、さらに「女性」の権利という性差に基づく一元的な集合的意識が形成されるまでには多くのプロセスがあったことは確かであろう。

姦通は「男」と「女」の歴史であるという以上に、個人の性の衝動をめぐる社会の歴史である。特に今日においてそのテーマを追究することは、個人の幸福を理念とする社会が形成されつつある現在、多様な性を志向する社会が今後どのような方向にむかうべきかを展望することにつながるだろう。

【謝辞】本研究は科研費（課題番号16K02046）の助成を受けたものである。

【Abstract】

On Writing the History of Adultery: Law, Media and Women in Eighteenth-Century England

Junko AKAMATSU*

The historiography of eighteenth-century adultery has developed through studies focusing on the law and on the roles of gender and the media. They reveal a process of gradual sexual liberation and also a persistent sexual double standard, but the question of how women facing marital breakdown developed a sense of their matrimonial rights, both in and outside the courts, has not yet been discussed. This article critically examines the relevant studies since the 1980s and suggests that future studies should broaden their perspective by taking into account private negotiation, the role of family, and women's self-representation in the media.

Key words : adultery, eighteenth-century England, divorce, separation, historiography

18世紀イングランドにおける姦通の研究は、1980年代に社会史と家族史の分野で始まり、1990年代以降、ジェンダー史が議論に参入することで大きな成果を上げてきた。姦通を扱う司法やメディアの分析から、当時の人々の性に対する規範意識が次第に弛緩したとの見解が示されている。しかしながら、姦通にともなう婚姻の破綻のなかで当時の妻たちがどのように法を経験したのか、また自身の婚姻上の権利についてどのような法意識をもっていたのか、という問いは追究されていない。本稿は、18世紀の諸研究を整理し、そこから「女性史」として今後、姦通の歴史を叙述していくための視点を示す。特に、訴訟における妻と夫の争い方、私的別居、家族の役割、妻自身のメディアの利用を軸に研究を展望する。

キーワード：姦通、18世紀イングランド、離婚、別居、歴史叙述

* A visiting research fellow of the Institute of Human Sciences at Toyo University